

<h1>静 岡 市 報</h1>	No. 8
	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発 行 日 毎月 1 日・随時

目 次

条 例

- 静岡市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 6
- 静岡市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 7
- 静岡市印鑑条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 8
- 静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 9
- 静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 10
- 静岡市駐車場条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 20
- 静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例・・・・ 22
- 静岡都市計画事業大谷土地区画整理事業施行条例を廃止する条例・・・・・・・・・・ 24
- 静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 25
- 静岡市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 26

規 則

- 静岡市改良住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 28
- 静岡市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 30
- 静岡市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 31
- 静岡市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 32
- 静岡市職員被服貸与規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 38
- 静岡市職員表彰規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 41
- 静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 42
- 静岡市中心身障害者ケアセンター条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 44
- 静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 46

上下水道局管理規程

- 静岡市上下水道局公印規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・ 48

告 示

- 静岡都市計画事業大谷土地区画整理事業清算金取扱要領の廃止・・・・・・・・・・52
  - 静岡都市計画事業大谷土地区画整理事業に係る従前の宅地の取扱規程の廃止・・・・・・・・53
-

＜本号で登載された条例のあらまし＞

- ◇ 静岡市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第26号）

清水区役所、同掲示場及び清水福祉事務所の位置を変更するため、所要の改正をすることとした。

---

- ◇ 静岡市手数料条例の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第27号）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、建築関係手数料について、所要の改正をすることとした。

---

- ◇ 静岡市印鑑条例の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第28号）

住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、登録事項等に旧氏に関する記述を追加するため、所要の改正をすることとした。

---

- ◇ 静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第29号）

静岡市中吉田生涯学習交流館の閉館に伴い、施設の名称、位置及び開館時間について、所要の改正をすることとした。

---

- ◇ 静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第30号）

子ども、子育て支援法等の一部改正に伴い、食事の提供に要する費用の取扱いを変更するとともに、特定地域型保育事業者に求められる連帯要件の緩和等について、所要の改正をすることとした。

---

- ◇ 静岡市駐車場条例の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第31号）

静岡駅北口地下駐車場において、市営駐車場の管理を指定管理者による利用料金制へ移行することに伴い、所要の改正をすることとした。

---

- ◇ 静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第32号）

城東町地区計画の都市計画の決定に伴い、当該区域における建築物の制限を規定するため、所要の改正をすることとした。

---

- ◇ 静岡都市計画事業大谷土地区画整理事業施行条例を廃止する条例（令和元年静岡市条例第33号）

大谷土地区画整理事業における換地処分の公告及び土地区画整理事業清算金の交付徴収が完了したことに伴い、本条例を廃止することとした。

---

◇ 静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第34号）

静岡市議会委員会の定数の変更に伴い、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第35号）

地方公務員法の一部改正に伴い、条例中の同法の条項を引用する規定の整理をするため、所要の改正をすることとした。

# 条 例

静岡市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第26号

静岡市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(静岡市区の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 静岡市区の設置等に関する条例（平成16年静岡市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中「静岡市清水区旭町 6 番 8 号」を「静岡市清水区袖師町2002番地」に改める。

(静岡市公告式条例の一部改正)

第 2 条 静岡市公告式条例（平成15年静岡市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表中「静岡市清水区旭町 6 番 8 号」を「静岡市清水区袖師町2002番地」に改める。

(静岡市福祉事務所設置条例の一部改正)

第 3 条 静岡市福祉事務所設置条例（平成15年静岡市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「静岡市清水区旭町 6 番 8 号」を「静岡市清水区袖師町2002番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 4 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

静岡市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第27号

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第7備考に次のように加える。

- 5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請の手数料の額は、同項に規定する申請建築物及び他の建築物の全てについて算定した手数料の額を合算した額とする。
- 6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請の手数料の額は、同項に規定する申請建築物及び他の建築物のうち変更があるものについて算定した手数料の額を合算した額とする。ただし、新たに同項に規定する他の建築物を加える場合は、当該他の建築物について算定した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請の手数料の額を加算する。

#### 附 則

この条例は、公布の日又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

静岡市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第28号

##### 静岡市印鑑条例の一部を改正する条例

静岡市印鑑条例（平成15年静岡市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項第1号中「昭和26年法律第319号」を「昭和26年政令第319号」に改める。

第5条第2項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「政令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）、旧氏を冠した名」を加え、「又は氏名」を「(政令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。) 又は氏名、旧氏を冠した名」に改め、同項第2号中「氏名以外の事項」を「氏名、旧氏及び通称以外の事項」に改める。

第6条第1項第4号中「外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合にあつては、氏名及び通称」を「住民票に旧氏又は通称が記載されている場合にあつては、氏名及び当該旧氏又は通称」に改める。

第12条第1項第3号中「の変更」を「、旧氏又は通称の変更（旧氏及び通称の削除を含む。）」に改める。

##### 附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。



静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第29号

静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

静岡市生涯学習施設条例（平成20年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項の表中

「

静岡市大川生涯学習交流館	静岡市葵区日向10番地
静岡市中吉田生涯学習交流館	静岡市駿河区中吉田41番 6 号

を

」

「

静岡市大川生涯学習交流館	静岡市葵区日向10番地
--------------	-------------

に

」

改める。

第 4 条ただし書中「、静岡市大川生涯学習交流館及び静岡市中吉田生涯学習交流館」を「及び静岡市大川生涯学習交流館」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月 1 日から施行する。

静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第30号

静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第109号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第22号を第27号とし、第17号から第21号までを5号ずつ繰り下げ、同条第16号中「の規定において」を「において」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第15号を第20号とし、第14号を第19号とし、同条第13号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第18号とし、同条第12号を同条第17号とし、同条第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 政令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 政令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 政令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額

をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 政令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第4条の見出しを削る。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「利用している法第19条第1項第1号」を「利用している同号」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「の法第19条第1項第1号」を「の同号」に改め、同条第3項中「利用している法第19条第1項第2号」を「利用している同項第2号」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「の法第19条第1項第2号」を「の同項第2号」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「必要に応じて、教育・保育給付認定保護者」に改め、「支給認定証」の次に「(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)」を加え、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては法第28条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者につ

いての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあつては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を「掲げる額」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「を支給認定保護者」を「を教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円  
（政令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定

子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号及び同条第5項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項ただし書中「第4項」を「同項」に改める。

第14条第1項中「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付給認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条（見出しを含む。）、第25条並びに第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4

項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「提供した」及び「に係る必要な事項」を削る。

第35条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「利用している法第19条第1項第2号」を「利用している同項第2号」に改め、同条第3項中「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含む」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする」に改める。

第36条第1項中「次項」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「利用している法第19条第1項第1号」を「利用している同項第1号」に改め、同条第3項中「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」に改める。

第37条の見出しを削り、同条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつては、その」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「）の数を」を「）の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「小規模保育事業A型をいう」及び「小規模保育事業B型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加え、「、その利用定員の数を」を削る。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に

改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「の法第19条第1項第3号」を「の同号」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「、前項」を「、同項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」の次に「から第5項まで」を加え、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に、「第1項第1号」を「同項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第2項中「前項本文」を「第1項本文」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

- (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者
- 4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。
- 5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が相当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
- (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
- 第43条第1項中「(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該



特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削り、同条第3項から第5項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項ただし書中「第4項」を「同項」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「提供した」及び「に係る必要な事項」を削る。

第50条中「特定地域型保育事業者」の次に「、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」を加え、同条後段を次のように改める。

この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育認定子どもを」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く)」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。))を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10

条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「利用している法第19条第1項第3号」を「利用している同項第3号」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳未満保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費

用の額」と、同条第 4 項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満 3 歳以上保育認定子どもに対するもの及び満 3 歳以上保育認定子どもに係る第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第 2 条第 1 項中「（法第 27 条第 3 項第 2 号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。」とあるのは「定める額をいう」を「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第 6 条第 1 項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第 19 条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ）」に、「（法第 27 条第 3 項第 1 号に規定する額」とあるのは「（法附則第 6 条第 3 項の規定により読み替えられた法第 28 条第 2 項第 1 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則第 3 条を削り、附則第 4 条を附則第 3 条とする。

附則第 5 条中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5 年」を「10 年」に改め、同条を附則第 4 条とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

### 静岡市条例第31号

静岡市駐車場条例の一部を改正する条例

静岡市駐車場条例（平成15年静岡市条例第237号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第18条第1項の規定による指定を受けて駐車場の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）が管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

第3条第2項を削る。

第4条を次のように改める。

（入出場時間）

第4条 駐車場に自動車を入場させ、又は出場させることができる時間は、静岡市静岡駅北口地下駐車場（以下「静岡駅北口地下駐車場」という。）にあつては午前6時から午後12時までと、静岡市清水駅東口駐車場（以下「清水駅東口駐車場」という。）にあつては午前5時30分から午後12時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

第7条から第12条までを次のように改める。

第7条から第12条まで 削除

第12条の2中「清水駅東口駐車場」を「駐車場」に改める。

第12条の3の見出し中「清水駅東口駐車場の」を削り、同条中「清水駅東口駐車場」を「駐車場」に改め、「別表第2に定める」を削る。

第13条中「市長等（静岡駅北口地下駐車場にあつては市長を、清水駅東口駐車場にあつては指定管理者をいう。以下同じ。）」を「指定管理者」に改める。

第15条及び第17条の3中「市長等」を「指定管理者」に改める。

第18条第1項及び第2項並びに第20条第1号及び第2号中「清水駅東口駐車場」を「駐車場」に改める。

第22条第1号中「清水駅東口駐車場」を「駐車場」に改め、同条第2号中「清水駅東口駐車場」を「静岡駅北口地下駐車場の回数駐車券並びに清水駅東口駐車場」に改める。

別表第1中「第7条、」を削り、同表1静岡駅北口地下駐車場の表中「金額」を「利用料金の限度額」に改める。

別表第2中「第8条、第12条の3、」を削り、同表1静岡駅北口地下駐車場の表中「回数駐車券の額」を「回数駐車券の限度額」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市駐車場条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入場する自動車に係る駐車料金について適用し、施行日前に入場した自動車に係る駐車料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第12条の2、第12条の3及び別表第2の規定にかかわらず、施行日前に使用料を納付した回数駐車券を有する者は、施行日以後に当該回数駐車券を使用して静岡市静岡駅北口地下駐車場を利用することができる。

##### (施行前の準備)

- 4 静岡市静岡駅北口地下駐車場の指定管理者の指定に関し必要な行為は、施行日前においても、新条例第19条から第21条までの規定の例により行うことができる。
- 5 施行日において静岡市静岡駅北口地下駐車場の指定管理者となるものは、施行日前においても、新条例第18条第3項の規定の例により施行日以後の静岡市静岡駅北口地下駐車場の利用に係る利用料金を定めることができる。

静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第32号

静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例  
 静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成20年静岡市条例第71号）  
 の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

19	恩田原・片山地 区整備計画区域	都市計画法第20条第 1 項の規定により告示された恩田原・片 山地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	を
----	--------------------	--	---

」

「

19	恩田原・片山地 区整備計画区域	都市計画法第20条第 1 項の規定により告示された恩田原・片 山地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	に
20	城東町地区整備 計画区域	都市計画法第20条第 1 項の規定により告示された城東町地区 計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	

」

改める。

別表第 2 に次のように加える。

20 城東町地区整備計画区域

建築物の用途の 制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 長屋又は共同住宅で、床面積（床、壁又は戸で 1 の住戸と
---------------	--

	して区画された部分の床面積をいう。)が30平方メートル未満の住戸を有するもの (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
建築物の高さの 最高限度	建築物の高さは、12メートル以下としなければならない。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内である場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡都市計画事業大谷土地地区画整理事業施行条例を廃止する条例をここに公布する。

令和元年10月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第33号

静岡都市計画事業大谷土地地区画整理事業施行条例を廃止する条例

静岡都市計画事業大谷土地地区画整理事業施行条例（平成15年静岡市条例第225号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第34号

静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

静岡市議会委員会条例（平成15年静岡市条例第320号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「10人」を「9人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の静岡市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により議会運営委員会の委員長、副委員長又は委員に選任されている者は、この条例による改正後の静岡市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により議会運営委員会の委員長、副委員長又は委員に選任された者とみなし、その委員の任期は、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、改正前の条例の規定により選任された委員としての残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例に基づく議会運営委員会に付議されている継続審査事件は、改正後の条例に基づく議会運営委員会に付議された継続審査事件とみなす。

静岡市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年11月 5 日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第35号

静岡市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

(静岡市職員の分限に関する条例の一部改正)

第 1 条 静岡市職員の分限に関する条例（平成15年静岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「第16条第 2 号」を「第16条第 1 号」に改める。

(静岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第29条第 2 号中「(法第16条第 1 号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

(静岡市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 静岡市職員等の旅費に関する条例（平成15年静岡市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「第16条第 2 号、第 4 号及び第 5 号」を「第16条第 1 号、第 3 号及び第 4 号」に改める。

(静岡市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 4 条 静岡市職員退職手当支給条例（平成15年静岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第17条の 4 第 1 項第 2 号中「(同法第16条第 1 号に該当する場合を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

# 規 則

## 静岡市規則第25号

静岡市改良住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年10月15日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市改良住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市改良住宅管理条例施行規則（平成15年静岡市規則第243号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

名称	家賃（1戸1月につき）
伝馬町新田団地改良住宅第5アパート併存店舗第1号から第13号まで	4,820円
伝馬町新田団地改良住宅第5アパート併存店舗第14号	3,060円
伝馬町新田団地改良住宅第7アパート併存店舗第1号から第14号まで	4,820円
辰起町団地改良住宅店舗	9,660円
有東団地改良住宅第12アパート併存店舗第1号から第4号まで	10,490円
有東団地改良住宅第12アパート併存店舗第5号から第7号まで	5,290円
伝馬町新田団地改良住宅第1アパート併存作業所第1号から第13号まで	4,820円
伝馬町新田団地改良住宅第1アパート併存作業所第14号	3,060円
伝馬町新田団地改良住宅第3アパート併存作業所第1号から第14号まで	4,820円
辰起町団地改良住宅作業所第1号	3,610円
有東団地改良住宅作業所第1号	16,500円
有東団地改良住宅作業所第2号	7,140円
有東団地改良住宅作業所第3号から第9号まで	5,040円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の静岡市改良住宅管理条例施行規則別表の規定は、令和元年10月分以後の月分の家賃について適用する。

## 静岡市規則第26号

静岡市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年10月15日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市営住宅条例施行規則（平成15年静岡市規則第242号）の一部を次のように改正する。

別表中「5,100円」を「5,200円」に、「3,000円」を「3,100円」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の静岡市営住宅条例施行規則別表の規定は、令和元年10月分以後の月分の駐車場の使用料について適用する。

## 静岡市規則第27号

静岡市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年10月15日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成15年静岡市規則第244号）の一部を次のように改正する。

第29条第3号中「寄付行為」を「寄附行為」に改める。

別表第3中「5,600円」を「5,700円」に、「4,600円」を「4,700円」に、「5,100円」を「5,200円」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の静岡市特定公共賃貸住宅条例施行規則別表第3の規定は、令和元年10月分以後の月分の駐車場の使用料について適用する。

## 静岡市規則第28号

静岡市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年10月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市駐車場条例施行規則（平成15年静岡市規則第226号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「静岡市静岡駅北口地下駐車場（以下「静岡駅北口地下駐車場」という。）及び静岡市清水駅東口駐車場（以下「清水駅東口駐車場」という。）」を「駐車場」に改め、同条第3項中「静岡駅北口地下駐車場にあっては市長は、清水駅東口駐車場にあっては」を削る。

第3条及び第4条を削る。

第5条の見出し中「静岡駅北口地下駐車場の」を削り、同条第1項中「第8条」を「第12条の3」に改め、「静岡駅北口地下駐車場の」を削り、「様式第3号」を「様式第2号」に改め、同条第2項を削り、同条を第3条とする。

第6条中「清水駅東口駐車場」を「条例第12条の4第1項に規定する定期駐車券（以下「定期駐車券」という。）を使用して静岡市清水駅東口駐車場（以下「清水駅東口駐車場」という。）」に、「様式第5号」を「様式第3号」に改め、同条を第4条とする。

第7条第1項中「(様式第6号)」を削り、同条に次の1項を加え、同条を第5条とし、第8条を第6条とし、第9条を第7条とする。

3 定期駐車券は、様式第4号とする。

第10条中「第6条」を「第4条」に、「様式第7号」を「様式第5号」に改め、同条を第8条とする。

第11条中「様式第8号」を「様式第6号」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(定期駐車券の発行枚数の限度)

第10条 条例第12条の4第2項に規定する清水駅東口駐車場の定期駐車券の1月当たりの発行の枚数は、110枚を限度とする。

第12条中「静岡駅北口地下駐車場及び清水駅東口駐車場」を「駐車場」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金の算定及び収納)



第12条 条例第18条第2項の利用料金（以下「利用料金」という。）（定期駐車券を使用する場合を除く。）は、駐車券に記載された入場時刻から出場時刻までの駐車時間により算定する。

2 指定管理者は、利用料金を収納したときは、領収書を交付するものとする。

第13条から第16条までを削る。

第17条第1項中「静岡市清水駅東口駐車場利用料金承認申請書（様式第9号）」を「駐車場利用料金承認申請書（様式第7号）」に改め、同条第2項中「静岡市清水駅東口利用料金承認証（様式第10号）」を「駐車場利用料金承認証（様式第8号）」に改め、同条第4項中「清水駅東口駐車場」を「駐車場」に改め、同条を第13条とし、第18条を第14条とする。

第19条第2項中「第17条第5項」を「第13条第5項」に改め、同条を第15条とする。

第20条中「静岡市清水駅東口駐車場指定管理者指定申請書（様式第11号）」を「駐車場指定管理者指定申請書（様式第9号）」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改め、同条を第16条とする。

(1) 駐車場事業計画書（様式第10号）

(2) 駐車場事業計画に関する収支予算書（様式第11号）

第21条第1項中「清水駅東口駐車場」を「駐車場」に改め、同条を第17条とし、第22条を第18条とする。

別表を削る。

様式第2号を削る。

様式第3号中「第5条関係」を「第3条関係」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第4号を削る。

様式第5号中「第6条関係」を「第4条関係」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第6号中「第7条関係」を「第5条関係」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第7号中「第10条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第8号中「第11条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を様式第6号とし、同様式の次に次の2様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第 9 号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第10号及び様式第11号を削る。

様式第12号中「第20条関係」を「第16条関係」に、「静岡市清水駅東口駐車場事業計画書」を「駐車場事業計画書」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第13号中「第20条関係」を「第16条関係」に、「静岡市清水駅東口駐車場事業計画に関する収支予算書」を「駐車場事業計画に関する収支予算書」に改め、同様式を様式第11号とする。

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第29号

静岡市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年10月28日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

静岡市職員被服貸与規則（平成15年静岡市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「種類」の次に「、数量」を加え、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「市長」を「、市長」に改め、同項を同条第3項とし、同条に次の1項を加える。

4 第1項に定めるもののほか、市長は、職務上特に必要があると認める者に、その職務上必要な被服を貸与することができる。

第3条中「前条第1項及び第2項」を「前条」に改める。

第8条の見出しを「(返納等)」に改め、同条第2項中「休養、休職、停職及び退職等の」を「退職等をした」に改め、同項ただし書中「場合」の次に「及び職員が退職後に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員となる場合」を加え、「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

職員	被服の種類	数量	貸与期間	備考
1 (1) 乗用自動車の運転業務に従事する職員 (2) 工事監督、測量、検査等の業務に従事する職員 (3) 農業土木工事の監督、測量等の業務に従事する職員 (4) と畜検査業務又は防疫の作業に従事する職員	作業服 1	2 着	夏服 2年 冬服 2年	

<p>(5) 試験研究又は調査研究業務に従事する職員</p> <p>(6) 計量器の検査等の業務に従事する職員</p> <p>(7) 観光施設、スポーツ施設等の維持管理業務に従事する職員</p> <p>(8) 発掘作業等に従事する職員</p> <p>(9) 廃棄物指導等の業務に従事する職員</p> <p>(10) 野生鳥獣対策等の業務に従事する職員</p> <p>(11) その他市長が指定する職員</p>				
<p>2</p> <p>(1) 清掃業務に従事する職員</p> <p>(2) 一般労務作業に従事する職員</p> <p>(3に掲げる職員を除く。)</p>	作業服 1	2 着	夏服 1年 冬服 1年	収集業務の運転業務に従事する職員に必要なに応じ、作業運転帽を貸与する。
<p>3 用務員</p>	作業服 1	2 着	夏服 上衣 1年 ズボン 2年 冬服 2年	
<p>4 中央卸売市場に勤務する職員</p>	作業服 2	1 着	/	
<p>5 日本平動物園の施設管理、飼育又は動物病院業務に従事する職員</p>	作業服 3	2 着	夏服 1年 冬服 1年	
<p>6 日本平動物園の一般事務に従事する職員</p>	作業服 3	1 着	/	

7 自転車等保管所業務に従事する職員	作業服 4	1 着		
8 保健衛生指導の業務に従事する職員	保健衛生指導服	1 着	3 年	必要に応じ、エプロンを貸与する。
9 こども園又は待機児童園に勤務する職員	園服	2 着	夏服 1 年 冬服 2 年	
10 医療、看護又は栄養指導の業務に従事する職員	診療衣	1 着	2 年	病院に勤務する職員を除く。
11 給食の業務に従事する職員	調理衣	1 着	1 年	
12 災害対策本部の本部員等として従事する職員（市長が必要があると認める職にある者に限る。）	防災服	1 着		
13 オフロードバイク隊の業務に従事する職員	バイク隊制服	1 着		
14 庁中の監視及び取締りに従事する職員	警備員服	1 着		
15 路上喫煙被害等防止業務に従事する職員	指導員服	1 着		

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の静岡市職員被服貸与規則の規定により貸与された被服は、この規則による改正後の静岡市職員被服貸与規則の相当規定により貸与されたものとみなす。



## 静岡市規則第30号

静岡市職員表彰規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年10月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市職員表彰規則の一部を改正する規則

静岡市職員表彰規則（平成16年静岡市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「静岡市職員定数条例（平成15年静岡市条例第26号）第1条に規定する」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する」に改める。

第3条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第8条第3項中「観光交流文化局次長、保健福祉長寿局保健衛生医療部長、経済局次長、都市局建築部長、建設局次長」を「上下水道局次長、教育局次長」に改め、同条中第9項を第10項とし、第4項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 委員長は、前項に定めるもののほか必要に応じ、局次長の職にある者で審査に係るものを臨時に委員に加えることができる。

別記様式中

「

所属長の 推薦理由	
所属局次長 の意見	氏名

を

」

「

推薦理由	
------	--

に

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 静岡市規則第31号

静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年11月 5 日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例施行規則（平成15年静岡市規則第116号）の一部を次のように改正する。

別表 1 特定費用の額の表備考 2 中「」第17条第 1 項第 1 号」を「。以下この表において「政令」という。）第17条第 1 号」に、「第 5 条第21項」を「第 5 条第23項」に、「同令第17条第 1 項第 4 号」を「政令第17条第 4 号」に、「同法附則第 5 条の 4 第 6 項の規定により控除される」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第26条の 2 に掲げる規定による控除をされる」に、「並びに同令第17条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者」を「、政令第17条第 2 号から第 4 号までに掲げる者その他これらに準ずる者」に改め、別表 2 身体障害者日中一時支援事業の利用料金（1）サービスに係る利用料金の表中

「

利用時間	4 時間未満	1, 670円
	4 時間以上 8 時間未満	3, 340円
	8 時間以上	5, 000円

を

」

「

利用時間	4 時間以下の場合	1, 690円
	4 時間を超えて 8 時間以下の場合	3, 370円
	8 時間を超える場合	5, 050円

に

」

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この規則による改正後の静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に利用するサービスに係る特定費用の額及び身体障害者日中一時支援事業の利用料金について適用し、同日前に利用したサービスに係る特定費用の額及び身体障害者日中一時支援事業の利用料金については、なお従前の例による。

## 静岡市規則第32号

静岡市中心身障害者ケアセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年11月 5 日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市中心身障害者ケアセンター条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市中心身障害者ケアセンター条例施行規則（平成16年静岡市規則第86号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考 2 中「」第17条第 1 項第 1 号」を「。以下この表において「政令」という。）第17条第 1 号」に、「第 5 条第21項」を「第 5 条第23項」に、「同令第17条第 1 項第 4 号」を「政令第17条第 4 号」に、「同法附則第 5 条の 4 第 6 項の規定により控除される」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第 26条の 2 に掲げる規定による控除をされる」に、「並びに同令第17条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者」を「、政令第17条第 2 号から第 4 号までに掲げる者その他これらに準ずる者」に改める。

別表第 2 の 1 心身障害者日中一時支援事業によるサービスに係る利用料金の表中

「

利用時間	4 時間未満	1,670円
	4 時間以上 8 時間未満	3,340円
	8 時間以上	5,000円

を

」

「

利用時間	4 時間以下の場合	1,690円
	4 時間を超えて 8 時間以下の場合	3,370円
	8 時間を超える場合	5,050円

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の静岡市心身障害者ケアセンター条例施行規則別表第 2 の規定は、この規則の施行の日以後に利用するサービスに係る心身障害者日中一時支援事業の利用料金について適用し、同日前に利用したサービスに係る心身障害者日中一時支援事業の利用料金については、なお従前の例による。

静岡市規則第33号

静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年11月 6 日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成15年静岡市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「(法第16条第 1 号に該当する場合を除く。)」を削る。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

# 上下水道局管理規程

## 静岡市上下水道局管理規程第 3 号

静岡市上下水道局公印規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和元年11月 1 日

静岡市公営企業管理者 大 石 清 仁

## 静岡市上下水道局公印規程の一部を改正する規程

静岡市上下水道局公印規程（平成15年静岡市企業局管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

第15条を第16条とし、第 6 条から第14条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（職務代理者の公印）

第 6 条 管理者に職務代理者が置かれた場合は、管理者の公印（第12条第 1 項に規定する印刷公印及び第13条第 1 項に規定する電子公印として使用する場合を含む。以下この条において同じ。）を当該職務代理者の公印とみなす。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

## 別表第 1

## 一般公印

名称	ひな形番号	書体	形状	寸法（ミリメートル）	個数	保管者
管理者印	1	古てん	正方形	方 20	2	水道総務課長及び水道部水道事務所長
局印	2	古てん	正方形	方 30	1	水道総務課長

## 専用公印

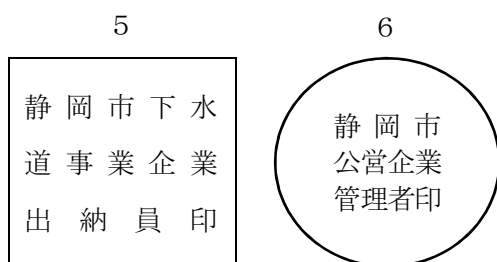
名称	ひな形番号	書体	形状	寸法（ミリメートル）	個数	保管者	用途
契約専用管理者印	3	古てん	正方形	方 20	1	管理者	建設工 が指定事、建設 する職業関連業



						員	務委託、 物品購入 等の契約 及び競争 入札の公 告に關す る事務用
水道事業企業出納 員印	4	古てん	正方形	方 18	1	水道事 業企業 出納員	小切手等 の公金關 係文書用
下水道事業企業出 納員印	5	古てん	正方形	方 18	1	下水 道事業 企業出 納員	小切手等 の公金關 係文書用
管理者印	1	古てん	正方形	方 12	1	水道総 務課長	身分証明 書用
管理者印	6	隸書	円形	直径 13	1	水道総 務課長	納入通知 書等の通 知及び排 水設備計 画確認書 用

別表第 2

1	2	3	4
静 岡 市 公 営 企 業 管 理 者 印	静 岡 市 上 下 水 道 局 印	静岡市公営企業 管 理 者 印 契 約 専 用	静岡市水道 事 業 企 業 出 納 員 印



備考 配字及び行数は、必要により変更することができる。

別表第3中「第11条関係」を「第12条関係」に、「ひな形番号8」を「ひな形番号6」に改める。

別表第4中「第12条関係」を「第13条関係」に、「ひな形番号8」を「ひな形番号6」に改める。

様式第1号中「第6条関係」を「第7条関係」に改める。

様式第2号中「第7条関係」を「第8条関係」に改める。

様式第3号中「第9条関係」を「第10条関係」に改める。

様式第4号中「第11条関係」を「第12条関係」に改める。

様式第5号中「第12条関係」を「第14条関係」に、「公印事故届」を「公印事故届出書」に改める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告 示

静岡市告示第375号

静岡都市計画事業大谷土地区画整理事業清算金取扱要領（平成24年静岡市告示第661号）は、  
廃止する。

令和元年10月25日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市告示第376号

静岡都市計画事業大谷土地区画整理事業に係る従前の宅地の取扱規程（平成15年静岡市告示第16号）は、廃止する。

令和元年10月25日

静岡市長 田 辺 信 宏